法制委員会連載

親子法改正要綱の解説

第3回 嫡出推定の見直し及び再婚禁止期間の廃止

法制委員会委員 大嵜 康弘 (47期) 法制委員会副委員長 横山 宗祐 (57期)

1 要綱のポイント

(1) 嫡出の推定の見直し

- ア 妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定すると の民法772条1項の規律を維持しつつ, 女が婚姻 前に懐胎した子であって婚姻が成立した後に生まれ たものも, 夫の子と推定することとしている (要綱(以下略)第2の1①)。子が婚姻後に出生している 場合には事実として夫の子である蓋然性があること, 夫婦による子の養育が期待できること等から, この 規律が設けられている。
- イ 懐胎時期の推定に関する民法772条2項の規律を維持しつつ、アの規律の適用の有無について、外形上明らかな事実である出生時期を基準として判断できるようにするため、婚姻の成立の日から200日以内に生まれた子は、婚姻前に懐胎したものと推定する規律を追加している(第2の1②)。
- ウ アの場合において、女が子を懐胎した時から子の 出生の時までの間に二以上の婚姻をしていたときは、 父性推定が重なり得ることから、その子は、その出 生の直近の婚姻における夫の子と推定することとし ている(第2の1③)。
- エ アからウにより子の父が定められた子について、 嫡出否認の訴えによりその父であることが否認され た場合におけるウの適用においては、嫡出否認がさ れた者との間における婚姻を除いて、子の父を推定 することとしている (第2の14)。

(2) 女性に係る再婚禁止期間の廃止

(1)の嫡出推定の見直しにより、父性推定の重複は 生じないこととなるため、女性に係る再婚禁止期間を 定める民法733条を削除することとしている(第2の 2(1))。これに伴い、同条を引用する規定(民法744 条2項、746条及び773条)について所要の規定の整 備を行うこととしている(第2の2(2))。

2 本改正の意義・必要性

現行民法の下では、民法772条の嫡出推定を受け る子に対する嫡出否認の訴えの提訴権者や提訴期間 が厳格に制限され、母は夫の協力が得られなければ嫡 出推定を覆すことができない状況にある。近年、特に 婚姻の解消の日から300日以内に生まれた子について、 (前) 夫以外の者との間の子を出産した女性が、その 子が(前)夫の子と扱われることを避けるために出生 届を提出しないという事案、いわゆる無戸籍者問題が 社会問題となっている。今回の見直しは、法相の諮 問を受けて、この無戸籍者問題を解消していく観点 から行われるものであり、子が夫の生物学上の子であ る蓋然性が高いことを基礎とした上で、子の養育環 境といった事情等も考慮したものである。また、懐胎 を契機として婚姻に至る夫婦の増加といった社会実態 等も踏まえている。なお、要綱では、嫡出否認制度の 見直しも行うこととされている。

3 実務に与える影響

今回の見直しにより、これまで推定されない嫡出子として親子関係不存在確認の訴えの対象であった者が、嫡出否認の訴えでなければ嫡出性を否定されないなど、実務に対する影響は大きい。一方で、無戸籍者の解消という点では、出生届の提出をためらうことの障害が取り除かれ一歩前進ではあるが、懐胎後に婚姻が成立していることが必要である点で、課題は残る。

また,推定が及ばない子に関する判例法理(いわゆる外観説)が維持されるか議論があったが,関係部会では,今回の見直し後も維持されることになるとの理解が示されている(民法(親子法制)部会資料25-2, p.6)。なお,この点は,今回の見直しによって新たに嫡出子と推定される子にも妥当するかについては、今後の解釈に委ねられることになる。

^{*}本要綱(「民法(親子法制)等の改正に関する要綱」)は、令和4年2月に法制審から法相に答申されたが、本稿執筆時点では改正法案は国会に提出されていない。本稿は、本要綱のまま改正されることを前提に執筆している。